

令和6年第1回（1月）上越市議会臨時会

総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第5号	上越市手数料条例の一部改正について	財政課	1～7
議案第1号	令和5年度上越市一般会計補正予算(第9号)	財政課	8～9

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第5号
提出課	財政課

上越市手数料条例の一部改正について

1 改正理由

戸籍謄本の広域交付等を可能とする戸籍法の一部改正を受け、本市において、他の市区町村を本籍地とする人の戸籍謄本等を令和6年3月1日から交付が可能となるため、交付に係る手数料を定めるもの

2 主な改正内容

戸籍証明書の交付等に係る次の手数料を追加する。

- (1) 他の市区町村を本籍地とする者に交付する戸籍証明書に係る手数料 1通につき450円（第2条第1号関係）
- (2) 他の市区町村を本籍地とする者に交付する除籍証明書に係る手数料 1通につき750円（第2条第4号関係）
- (3) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料 1件につき400円（第2条第3号関係）
- (4) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料 1件につき700円（第2条第6号関係）
- (5) 届書等情報の内容証明書の交付に係る手数料 1通につき350円又は1,400円（第2条第7号関係）
- (6) 届書等情報の内容閲覧に係る手数料 1件につき350円（第2条第8号関係）
- (7) その他文言を整備する。

3 施行期日

令和6年3月1日

4 上越市手数料条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>(手数料の種類及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、<u>第120条の2第1項</u>若しくは第126条の規定に基づく<u>戸籍証明書</u></p> <p>_____の交付手数料 1通につき450円</p>	<p>(手数料の種類及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の</u>交付手数料 1通につき450円</p>

改正案	改正前
<p>(2) 略</p> <p>(3) <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</u> 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円</p> <p style="text-align: center;">（追加）</p> <p>(4) <u>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書</u></p> <p>_____の交付手数料 1通につき750円</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定</u></p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u>の交付手数料 1通につき750円</p> <p>(4) 略</p>

改正案	改正前								
<p>する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円 (追加)</p> <p>(7) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料 1通につき350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円)</p> <p>(8) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料 書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円</p> <p>(9)～(23) 略</p> <p>(24) 農地に関する証明手数料(第26号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。) 1件につき350円</p> <p>(25) 第9号から前号までに掲げる手数料に類する手数料 1件につき350円</p> <p>(26)～(98) 略</p> <p>(99) 略</p> <table border="1" data-bbox="300 1966 805 2056"> <thead> <tr> <th>建築物の区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建築物の区分	手数料の額	(略)		<p>(5) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書</p> <p>_____の交付手数料 1通につき350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円)</p> <p>(6) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の</p> <p>_____閲覧手数料 書類1件 _____につき 350円</p> <p>(7)～(21) 略</p> <p>(22) 農地に関する証明手数料(第24号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。) 1件につき350円</p> <p>(23) 第7号から前号までに掲げる手数料に類する手数料 1件につき350円</p> <p>(24)～(96) 略</p> <p>(97) 略</p> <table border="1" data-bbox="912 1966 1418 2056"> <thead> <tr> <th>建築物の区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建築物の区分	手数料の額	(略)	
建築物の区分	手数料の額								
(略)									
建築物の区分	手数料の額								
(略)									

改 正 案	改 正 前								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="292 275 603 607"> 一戸建て（新築をしようとするものを除き、新築時に、長期優良住宅建築等計画等の認定（以下この表及び第102号の表において「認定」という。）を受けていないものに限る。）のもの </td> <td data-bbox="603 275 794 607">18,400 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="292 607 794 645">(略)</td> </tr> </table>	一戸建て（新築をしようとするものを除き、新築時に、長期優良住宅建築等計画等の認定（以下この表及び第102号の表において「認定」という。）を受けていないものに限る。）のもの	18,400 円	(略)		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="903 275 1214 607"> 一戸建て（新築をしようとするものを除き、新築時に、長期優良住宅建築等計画等の認定（以下この表及び第100号の表において「認定」という。）を受けていないものに限る。）のもの </td> <td data-bbox="1214 275 1406 607">18,400 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="903 607 1406 645">(略)</td> </tr> </table>	一戸建て（新築をしようとするものを除き、新築時に、長期優良住宅建築等計画等の認定（以下この表及び第100号の表において「認定」という。）を受けていないものに限る。）のもの	18,400 円	(略)	
一戸建て（新築をしようとするものを除き、新築時に、長期優良住宅建築等計画等の認定（以下この表及び第102号の表において「認定」という。）を受けていないものに限る。）のもの	18,400 円								
(略)									
一戸建て（新築をしようとするものを除き、新築時に、長期優良住宅建築等計画等の認定（以下この表及び第100号の表において「認定」という。）を受けていないものに限る。）のもの	18,400 円								
(略)									
<p>(100) 略</p> <p>ア <u>第36号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>イ <u>第37号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>(101) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定に係る申請手数料（<u>第103号</u>及び<u>第104号</u>に掲げる手数料を徴収する場合を除く。）</p> <p>1件につき、<u>第99号の表</u>の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(102) 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請手数料（次号及び<u>第106号</u>に掲げる手数料を徴収する場合を除く。） 1件につき、次の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額</p> <p>(表 略)</p> <p>(103) 長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合における同法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定に係る申請手数料 1件につき、当該申請に係る建築物の<u>第101号</u>又は前号に規定する額に次に掲げる区分に応</p>	<p>(98) 略</p> <p>ア <u>第34号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>イ <u>第35号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>(99) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定に係る申請手数料（<u>第101号</u>及び<u>第102号</u>に掲げる手数料を徴収する場合を除く。）</p> <p>1件につき、<u>第97号の表</u>の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(100) 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請手数料（次号及び<u>第104号</u>に掲げる手数料を徴収する場合を除く。） 1件につき、次の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額</p> <p>(表 略)</p> <p>(101) 長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合における同法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定に係る申請手数料 1件につき、当該申請に係る建築物の<u>第99号</u>又は前号に規定する額に次に掲げる区分に応</p>								

改 正 案	改 正 前
<p>じ、次に定める額を加算した額</p> <p>ア <u>第36号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>イ <u>第37号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p><u>(104)</u>～<u>(109)</u> 略</p> <p><u>(110)</u> 略</p> <p>ア <u>第36号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>イ <u>第37号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p><u>(111)</u> 略</p> <p>ア 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第109号ア</u>に規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第109号イ</u>に規定する場合 同号イ(ア)から(ウ)までに規定する額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）を合算した額</p> <p><u>(112)</u> 略</p> <p>ア <u>第36号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>イ <u>第37号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p><u>(113)</u>～<u>(115)</u> 略</p> <p><u>(116)</u> 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請手数料（<u>第118号</u>に掲げる手数料を徴収する場合を除く。）1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額（同号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料の額」という。）</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>(117)</u> 略</p>	<p>じ、次に定める額を加算した額</p> <p>ア <u>第34号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>イ <u>第35号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p><u>(102)</u>～<u>(107)</u> 略</p> <p><u>(108)</u> 略</p> <p>ア <u>第34号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>イ <u>第35号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p><u>(109)</u> 略</p> <p>ア 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第107号ア</u>に規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第107号イ</u>に規定する場合 同号イ(ア)から(ウ)までに規定する額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）を合算した額</p> <p><u>(110)</u> 略</p> <p>ア <u>第34号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>イ <u>第35号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p><u>(111)</u>～<u>(113)</u> 略</p> <p><u>(114)</u> 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請手数料（<u>第116号</u>に掲げる手数料を徴収する場合を除く。）1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額（同号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料の額」という。）</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>(115)</u> 略</p>

改 正 案	改 正 前
<p>(118) 略</p> <p>ア <u>第36号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>イ <u>第37号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>	<p>(116) 略</p> <p>ア <u>第34号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>イ <u>第35号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>
<p>(119) 略</p> <p>ア 床面積を増加しようとする場合 増加しようとする床面積に応じて<u>第116号</u>又は前号と同じ方法で算出した額</p> <p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第116号ア</u>に規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>ウ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第116条イ</u>に規定する場合 同号イに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>エ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第116号ウ</u>に規定する場合 同号ウに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p>	<p>(117) 略</p> <p>ア 床面積を増加しようとする場合 増加しようとする床面積に応じて<u>第114号</u>又は前号と同じ方法で算出した額</p> <p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第114号ア</u>に規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>ウ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第114条イ</u>に規定する場合 同号イに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>エ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第114号ウ</u>に規定する場合 同号ウに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p>
<p>(120) 略</p> <p>ア <u>第36号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>イ <u>第37号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>	<p>(118) 略</p> <p>ア <u>第34号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>イ <u>第35号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>
<p>(121)～(143) 略</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア <u>第2条第113号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>イ <u>第2条第114号</u>に規定する計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適</p>	<p>(119)～(141) 略</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア <u>第2条第111号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>イ <u>第2条第112号</u>に規定する計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適</p>

改正案	改正前
<p>合性判定手数料</p> <p>ウ <u>第2条第115号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明書交付手数料</p> <p>エ <u>第2条第137号</u>に規定する定期検査手数料</p> <p>オ <u>第2条第138号</u>に規定する適性計量管理事業所計量管理検査手数料</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者が<u>第2条第28号</u>に規定する手数料を納付するとき。市長が必要と認める額</p> <p>(3) <u>第2条第1号、第9号、第14号及び第18号</u>に規定する手数料を多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により納付し、交付を受けるとき。 50円</p> <p>3 略</p>	<p>合性判定手数料</p> <p>ウ <u>第2条第113号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明書交付手数料</p> <p>エ <u>第2条第135号</u>に規定する定期検査手数料</p> <p>オ <u>第2条第136号</u>に規定する適正計量管理事業所計量管理検査手数料</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者が<u>第2条第26号</u>に規定する手数料を納付するとき。市長が必要と認める額</p> <p>(3) <u>第2条第1号、第7号、第12号及び第16号</u>に規定する手数料を多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により納付し、交付を受けるとき。 50円</p> <p>3 略</p>

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第1号
提出課	財政課

歳入科目 (P14~P15)	12款1項1目	地方交付税
----------------	---------	-------

単位：千円

	補正前	補正額	補正後
普通交付税	20,211,802	490,333	20,702,135

【補正理由】

地方交付税の原資となる国税収入の増加に伴い普通交付税の再算定が行われ、国の令和5年度補正予算において追加交付されたことから増額するもの

【補正内容】

普通交付税 490,333

項目	補正額	備考
臨時経済対策費	182,932	地方公務員の給与改定及び国の補正予算に伴う地方負担の増加を踏まえ、必要となる経費の一部が措置されたもの
臨時財政対策債償還基金費	285,101	令和6年度及び令和7年度における臨時財政対策債償還に係る経費の一部について、基金に積み立てるための経費が措置されたもの
調整額	22,300	令和5年度普通交付税額の決定時に、総額にあわせるために国において減額した額（調整額）が復活されたもの
合計	490,333	

※基準財政収入額の再算定は行われていない。

歳出科目 (P22～P23)	2 款 1 項 6 目	財産管理費
----------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
減債基金積立金	1	285,101	285,102

主な補正財源		主な経費	
一般財源	285,101	積立金	285,101

【補正理由】

国の令和5年度補正予算における普通交付税の再算定において、令和6年度及び令和7年度の臨時財政対策債償還に係る経費の一部が措置されたことから、それを減債基金に積み立てるための経費を増額するもの

【補正内容】

減債基金積立金 285,101

<参考>

減債基金残高

	右記以外の市債償還分			第三セクター等 改革推進債繰上 償還分残高	残高
	積立額	取崩額	残高		
令和4年度末	-	-	28,218 ①	15,807 ②	44,025 (①+②)
令和5年度 現計予算額	1	-	28,219 ③	15,807 ④	44,026 (③+④)
1月補正額	285,101	-	-	-	-
令和5年度末	285,102	-	313,320 ⑤	15,807 ⑥	329,127 (⑤+⑥)